

関係機関の長 様

長野県知事 阿部守一

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の
取得に対する配慮について（依頼）

日頃は、長野県行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、7月29日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「病床、診療・医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定されました。

「感染拡大防止」と「経済社会活動」を両立していくためにも、医療機関・保健所に負担をかけない対応について、下記についてご配慮していただくとともに、貴団体に所属する皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

記

<現下の状況>

- ・オミクロン株のB A. 5系統の感染拡大による医療ひっ迫を防止するため、自治体や医療提供体制の負荷を軽減する必要があります。
- ・医療機関（特に発熱外来）がひっ迫している中で、陰性証明を取得するために医療機関を受診する方が増加しています。
- ・医療機関や保健所で検査結果を証明する書類作成の負担が急増しています。

<県からの依頼事項>

- ① 従業員等が感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関等が発行する検査陽性の証明書等の提出を求めないでください。やむをえず証明を求め必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関等が発行する証明書等ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等で確認することとしてください。
- ② 従業員等が感染し、療養期間（有症状者は発症日の翌日から10日間（かつ症状軽快後72時間）、無症状者は検体採取日の翌日から7日間（8日目解除））が経過した後に改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場等に復帰する場合、医療機関等による検査陰性の証明書等の提出を求めないでください。
- ③ 従業員等が濃厚接触者となった場合、待機期間（5日間、抗原定性検査キットによる検査により、2日目及び3日目に陰性を確認した場合3日間）が経過した後に、当該従業員等が職場等に復帰する場合、医療機関等による検査陰性の証明書等の提出を求めないでください。

〇〇部〇〇課 〇〇係 (課長) (担当)	感染症対策課 感染症対応担当 (課長) 大日方 隆 (担当) 伊藤 博臣
電話 026- -	電話 026-235-7148 (直通)
ファクシミリ 026- -	ファクシミリ 026-235-7334
E-mail @pref.nagano.lg.jp	E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

令和4年7月29日

日本経済団体連合会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に
対する配慮に関する要請書

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御配意を賜りまして、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、全ての都道府県で前回の感染拡大を大きく超え、急速な感染拡大が継続しています。現在主流となり、置き換わったと推定されるオミクロン株のBA.5系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となりえます。多くの地域で新規感染者数の増加が続くこと、あるいは少なくとも横ばいが見込まれ、また全国的には今後過去最多を更新していくことも予測されるため、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」を決定し、医療のひっ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととなりました。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る当省からの度重なるお願いについて、その趣旨を御理解いただき、会員企業への周知啓発にご尽力をいただいたところですが、直近の感染状況等に鑑み、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、改めて会員企業に対して、広く周知啓発いただけますようお願い申し上げます。

記

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱いとしている。

厚生労働大臣

後藤 茂之